

2総防管第2542号

令和2年11月13日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

来年2月までの催物の開催制限等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年9月11日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」において、12月以降の取扱いについては、別途通知することとされており、この度、12月1日以降の催物開催について、別添のとおり、当面来年2月末までの方針が示されました。都としても、12月1日以降の催物開催については、国の方針と同様の取扱いといたします。

加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン遵守の徹底に向けたより一層の取組強化についても、通知がありました。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、別添の取扱いに変更があり得ることにも御留意ください。

なお、来年3月以降の取扱いについては、国の通知を踏まえ、別途通知いたします。